

鴨川市水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年3月29日

鴨川市水道事業管理者 鴨川市長 長谷川 孝夫

鴨川市水道事業管理規程第2号

鴨川市水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程

鴨川市水道事業給水条例施行規程（平成17年鴨川市水道事業管理規程第11号）の一部を次のように改正する。

第11条中「。以下「法」という。」を削り、「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

第22条中「第33条の2」の次に「において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2」を加える。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。